

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第87号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則  
京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、第25号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 京都情報大学院大学

別表第1第32号を次のように改める。

(32) 京都橘大学

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)